



平成 21 年 4 月 28 日

各 位

会社名 三光ソフランホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 誠 一
(コード番号 1729 大阪証券取引所
(ヘラクレス市場))
問合せ先 執行役員経営企画室長 有保 誠
TEL:048-669-1300

**当社の非公開化等のための定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等
に関する承認決議に関するお知らせ**

当社は、平成 21 年 2 月 27 日付「当社の非公開化等のための定款の一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 21 年 2 月 27 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)ならびに普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場(以下「大証ヘラクレス市場」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 4 月 29 日から平成 21 年 5 月 27 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 5 月 28 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大証ヘラクレス市場において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 21 年 6 月 2 日を基準日として定め、同日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様(ただし、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。)をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 0.0000015625 株の割合をもって当社の A 種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款一部変更等の内容

当社は、平成 21 年 2 月 27 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容による当社定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の全部の取得について必要なお承認をいただくため、次の①乃至③の事項を付議議案に含む臨時株主総会及び②を付議議案に含む当社普通株主による種類株主総会を本日開催いたしました。

(以下、①から③までを「本定款一部変更等」と総称します。)

- ①当社の定款（但し、後記Ⅱ.1.記載の株券電子化に伴う定款一部変更決議後の定款）の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付すこと
- ③当社の当該株式全て（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の当社株式を交付すること

Ⅱ. 株券の電子化に伴う定款一部変更の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等に先立って、株券電子化に伴う定款一部変更は本臨時株主総会における第 1 号議案（定款一部変更（1）の件）として付議され、承認可決されました。

本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 21 年 2 月 27 日付当社プレスリリースの「株券電子化に伴う定款一部変更のお知らせ」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力発生

かかる定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって既に生じておりません。

Ⅲ. 本定款一部変更等の承認決議

Ⅲ-1. 種類株式を発行する旨を定める定款一部変更

1. 承認可決された事項の内容

第 1 号議案による変更後の定款の一部を変更して当社を会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社とするために、当社定款に種類株式を発行する旨の定めを新設する定款一部変更は第 2 号議案（定款一部変更（2）の件）として本臨時株主総会に付議され、承認可決されました。

本臨時株主総会第 2 号議案にかかる定款変更の内容は、平成 21 年 2 月 27 日付当社プレスリリースの定款一部変更その 1 に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力発生

定款一部変更の件（2）にかかる定款変更の効力は、本臨時株主総会、本種類株主総会

における承認可決をもって平成 21 年 6 月 3 日に生じます。

III-2. 当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨を定める定款一部変更

1. 承認可決された事項の内容

当社株式の非公開化のために、本定款一部変更等のうち②として、定款一部変更その 1 による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨を定める定款一部変更は第 3 号議案（定款一部変更の件（3）の件）として本臨時株主総会に付議され、承認可決されました。

本臨時株主総会第 3 号議案にかかる定款変更の内容は、平成 21 年 2 月 27 日付当社プレスリリースの定款一部変更その 2 に記載のとおりです。

本定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

本定款変更一部変更等の③に記載のとおり、本定款一部変更等の②の後、株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主に交付する取得対価は、当社 A 種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき全部取得条項付普通株主に交付する当社 A 種類株式の数は 0.0000015625 株としております。

2. 定款変更の効力発生

定款一部変更の件（3）にかかる定款変更の効力は、本臨時株主総会、本種類株主総会における承認可決をもって平成 21 年 6 月 3 日に生じます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における第 4 号議案（全部取得条項付普通株式の取得の決定の件）として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、平成 21 年 2 月 27 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第 171 条第 1 項及び第 1 号議案ないし第 3 号議案による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって当社が発行済みの当社普通株式の全て（自己株式を除く。）を取得し、当該取得と引換えに他の種類の当社株式を交付するものです。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、定款一部変更の件（3）にかかる定款変更の効力が発生することを条件として、平成 21 年 6 月 3 日に生じます。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場（以下「大証ヘラクレス市場」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 4 月 29 日から平成 21 年 5 月 27 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 5 月 28 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大証ヘラクレス市場において取引することはできません。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、全部取得条項付普通株主に対して交付する取得対価としての当社A種種類株式の数は、1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.0000015625株の割合をもって交付する予定です。このように割当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

全部取得条項付普通株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも下記の売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てパイン株式会社売却すること、または会社法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社普通株式数に金62円（パイン株式会社による当社普通株式および新株予約権に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格とすることを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

4. 全部取得条項付普通株式の取得に関する今後の日程の概要（予定）

整理銘柄への指定	平成21年4月29日（水）
定款変更に関する通知公告（全部取得条項設定に関する事項）	平成21年4月29日（水）
全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日設定公告	平成21年4月29日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成21年5月27日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成21年5月28日（木）
全部取得条項付普通株式の取得の基準日	平成21年6月2日（火）
定款一部変更の件(3)にかかる定款変更の効力発生日	平成21年6月3日（水）
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成21年6月3日（水）

以上